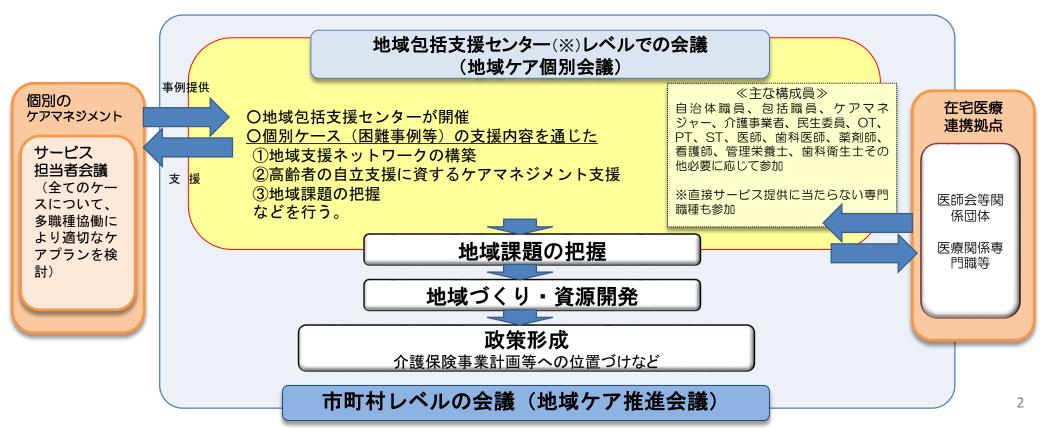


次期計画期間中における 地域生活応援会議の運用について (案)



地域ケア会議の推進

- 「地域ケア会議」(地域包括支援センター及び市町村レベルの会議)については、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、更に取組を進めることが必要。
- 具体的には、<u>個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援</u>を行うとともに、<u>地域のネット</u> <u>ワーク構築</u>につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させる。
- このため、これまで通知に位置づけられていた地域ケア会議について、介護保険法で<u>制度的に位置づける。</u>
 - ・地域包括支援センターの箇所数:4,328ヶ所(センター・ブランチ・サブセンター合計7,072ヶ所)(平成24年4月末現在)
 - ・地域ケア会議は全国の保険者で約8割(1,202保険者)で実施(平成24年6月に調査実施)



桑名市の「地域ケア会議」

- ① 各分野で指導的な立場にある地域の関係者の参加を得た「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」
- ② 地域の高齢者世帯の困難事例の解決のための 「地域支援調整会議」
- ③ 多職種協働でケアマネジメントを支援するための「地域生活応援会議」
- ④ 要介護・要支援認定又は「地域生活応援会議」に先立つ 暫定的なサービスの利用のための「ケアミーティング」
- ⑤ その他(「高齢者見守りネットワーク」、 「高齢者虐待防止ネットワーク」等)

地域生活応援会議の経緯・成果(1)

○ 新規に要支援と認定され、又は「基本チェックリスト」該当と判定された 高齢者のうち、在宅サービスを利用しようとするものを対象として、 介護予防に資するケアマネジメントのための「地域生活応援会議」を開催。

時 期	内 容
平成26年10月以降	地域包括支援センターが自ら介護予防サービス計画を作成する 対象者に限り、試行的に実施。
平成27年1月以降	次に掲げる対象者も含め、試行的に実施。 ① 地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業者に委託して介護予防サービス計画を作成する対象者 ② 介護予防小規模多機能型居宅介護 又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用しようとする対象者
平成27年4月以降	要支援者のほか、「基本チェックリスト」該当者も含め、本格的に実施。

地域生活応援会議の経緯・成果(2)

- 〇 平成26年10月に地域生活応援会議を開始して以降、平成29年9月末時点で、 地域生活応援会議で検討した事例は、のべ605ケースにのぼる。
- 会議を開始して1年後にあたる平成27年10月には地域生活応援会議に係るアンケートを、会議に出席したことのあるサービス事業所の担当者や居宅介護支援事業所の介護支援専門員をはじめ、会議のアドバイザーや地域包括支援センター職員を対象に実施した。

この調査結果の中では、次の項目において

「関係者の高齢者に対する自立支援の意識が向上している」 72.4%(※)

・「ケアマネジャーのアセスメント力が向上している」 78.2%(※)

「ケアプランの目標設定が具体的になっている」 67.8%(※)

(※)各設問のうち「感じる」「少し感じる」と回答した方の割合

という調査結果を得ており、<u>会議の趣旨である、ケアマネジャーによる高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの実践を、多職種協働により支援した成果がうかがえる。</u>

※平成29年10月に同様の地域生活応援会議に係るアンケートを実施予定。

⇒ このような成果を踏まえ、必要な見直しを行いながら、 今後も地域生活応援会議を継続して開催していく。

地域生活応援会議に関する現状の課題とその対応方針(1)(案)

〇 第6期計画には、地域生活応援会議の今後の検討事項として、以下のように記載されている。

桑名市地域包括ケア計画 -第6期介護保険事業計画・第7期老人福祉計画- (平成27年3月)(抄)

- 新規に要介護2・1と認定された高齢者のうち、在宅サービス又は施設サービスを利用しようと するものを対象として、介護予防に資するケアマネジメントのための「地域生活応援会議」を開催 する方向で検討します。
- 次に掲げる等の高齢者を対象として、在宅生活の限界点を高めるケアマネジメントのための「地域生活応援会議」を開催する方向で、検討します。
 - ① 在宅復帰を支援する退院調整の対象となる高齢者
 - ② 訪問系、通所系、宿泊系等の在宅サービスの利用から居住系の在宅サービス又は施設サービスの利用へ移行しようとする高齢者
- 多職種協働でケアマネジメントを支援するための「地域生活応援会議」を開催することにより、 福祉用具貸与・購入及び住宅改修が適正化される効果も、期待されます。このため、今後、
 - ① 軽度者に係る特例的な福祉用具貸与費又は介護予防福祉用具貸与費の算定に関する 市町村の確認
 - ② 居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給に関する市町村の確認に際しては、要支援者のほか、要介護者も含め、あらかじめ、「地域生活応援会議」を開催する方向で、検討します。

地域生活応援会議に関する現状の課題とその対応方針(2)(案)

現状の課題点

- 前述のとおり、第6期計画に<u>対象者の拡大</u>について検討する旨の記載があるが、実施には 至っていない。
- <u>総合事業の運用の変更</u>に伴い、地域生活応援会議の実施方法(開催時期等)を見直す必要がある。
- 個別ケースの課題から見えてく地域課題の検討について、充実させていく必要性がある。

対応方針①(対象者の範囲)

- これまでは会議の対象として、新規に要支援認定または事業対象者と判断されて在宅サービスを利用しようとする者を対象としてきたが、要介護認定者や新規ではない要支援認定者にも対象を広げることを検討。
- この対象者の拡大にあたっては、これまでと同様に会議の趣旨である介護予防に資するケアマネジメントの推進に加え、会議を開催することにより、利用者の有益性及び、サービスの利用が適正化される効果が期待できるように対象者を抽出することを検討。(具体的には、市で対象者を抽出した上で、その対象者を担当する介護支援専門員等に会議の出席を依頼する方向で検討。)
- また、これまで会議の対象としてきた事例のうち、がん末期等の治癒困難な状態の事例は、原則対象から除外することを検討。さらに、短期入所のみのプランを作成する場合も、稀なケースであることから、原則対象から除外することを検討。

地域生活応援会議に関する現状の課題とその対応方針(3)(案)

対応方針②(総合事業の変更に伴う対応)

- くらしいきいき教室のサービス提供期間を原則3か月とすることに伴い、会議の実施方法を検討。また、3か月で終了可能か等の見立ても含めて会議で協議できるよう、初回の会議はサービス開始前ではなく、対象者の状態をある程度把握できる「サービス利用開始から概ね1か月以内」に開催する方向で検討。
- くらしいきいき教室のみでサービスの利用を終了する場合は、これまでと同様に終了前にB 型会議を開催。
- くらしいきいき教室に引き続き、他のサービスに移行する場合は、移行前に会議を開催。
 - ⇒ くらしいきいき教室を利用する場合の会議開催については、次ページで整理。
- いきいき訪問(仮称)を利用する際の会議は、他の訪問型サービスCと同様にB型会議を開催することを想定。

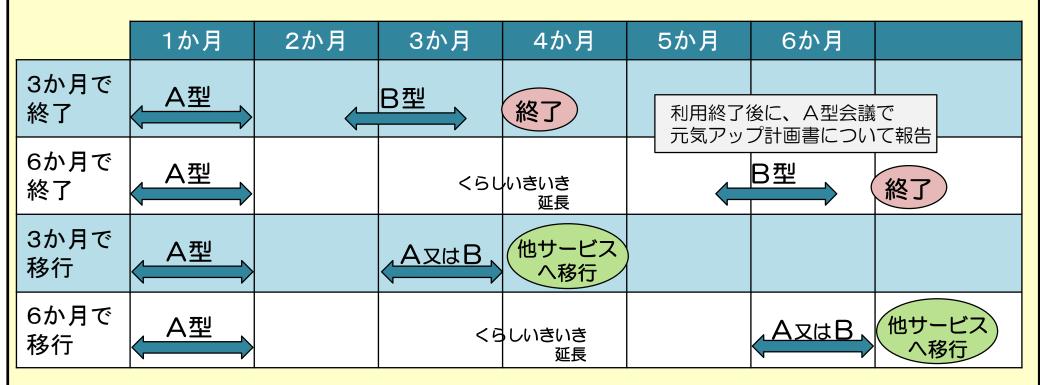
対応方針③(その他)

- 〇 会議運営の効率化を図る観点から、個別ケースにつき会議は原則2回までとする。
- 〇 個別課題の積み重ねから見えてくる地域課題の検討について、検討会を随時開催していく。

地域生活応援会議の運用について【くらしいきいき教室】(案)

くらしいきいき教室を利用する場合

- 〇 初回の会議は、サービス開始から概ね1か月以内に開催。
- くらしいきいき教室のみでサービスの利用を終了する場合、終了前に2回目の会議(B型)を開催。
- くらしいきいき教室利用後に他のサービスに移行する場合は、移行前に2回目の会議を開催。(A型、B型のどちらになるかは、移行するサービスにより決定)



〇 会議は2回で終了。(くらしいきいき教室を利用する場合以外も同様に2回まで)